

○厚生労働省告示第二百六十七号

厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号）第五十五条の規定に基づき、厚生年金保険法第八十五条の二に規定する責任準備金に相当する額の算出方法（昭和五十年厚生省告示第三十二号）の一部を次のように改正し、平成十七年十月一日から適用する。

平成十七年六月二十九日

厚生労働大臣 尾辻 秀久

「第六十二条の三第一項」を「第六十一条第一項」に、「厚生年金基金連合会」を「企業年金連合会」に改め、第一号中「又は」の下に「法第六十一条第二項若しくは国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第四百号）第九条の規定による改正前の」を加える。